

# 自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.28 (2023.5.2)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

## 目次

- ① 「重い歲月」 吉田 信 P1
- ② 「重い歲月」に寄せて P2
- ③ 東大和の選挙結果をうけて P3~4
- ④ 裁判所にケンカを売ろうというのか?! P4~6
- ⑤ 軍拡の道を改め、憲法 9 条に基づく政治を! P6~7
- ⑥ 各種案内 P7
- ⑦ 替え歌「ててて!とまって軍拡!」 P8

「自由と人権」  
ホームページ



ご自由に  
お持ちください

## 重い歲月

吉田 信

故郷の海岸線は原発の銀座になり  
人々の素朴な暮らしのありようも  
人々の眼付きも

心なしか変わってしまった十年だった

私たちの一生も限りがあるから  
誰にとっても十年は永かった  
だが

慣れない金策に駆けまわり  
署名を集め 勉強会もする

この十年がなかったら

私たちの人生はやせ細ったものになっただろう

それにしても空しい判決だった

空しさはどこから来るのか

裁判官が真実から眼をそむけたから  
権力に尻尾を振ったから

空しいのは彼らであって

私たちではない

〈真実〉はいつも少数派だった

今の私たちのように

しかし原発はいつの日か  
必ず人間に牙をむく

この猛獣を

曇りない視線で監視するのが私たちだ

この怪物を絶えず否定することに

私たちの存在理由がある

私たちがそれを怠れば

いつか孫たちが問うだろう

「あなたたちの世代は何をしたのですか」と

## 「重い歲月」に寄せて

「原発にあらがい続けて～早川篤雄「福島からの伝言」～」(2023年3月12日NHK放映)で取り上げられた数編の吉田信さんの詩・文が心に残った。

「原発に…」は、原発問題に生涯向き合った福島県楡葉町宝鏡寺の住職・早川篤雄さんの生き方をたどったものだ。

吉田さんは福島県立四倉高校で同僚だった早川さんと知り合い、福島第2原発設置許可取り消し訴訟の原告団として国を相手に闘った。しかし、がんにおかされ、1987年、54歳の若さで逝去した。早川住職は病床にあった吉田さんを見舞い、2冊目の詩集を作ろうと励ましたそうだ。

翌年、吉田さんと親交のあった人たちで「薄明地帯からのメッセージ」(「薄明地帯からのメッセージ刊行会」発行)という遺稿集を出版した。

冒頭に掲げた「重い歲月」と、以下に記す遺作となった散文詩「核の冬に呑みこまれた春」は、この遺稿集からの転載である。

NHKのサイトには次のように記されている。

福島第一原発事故は、原発立地当時から反対してきた早川さんにとって痛恨の出来事だった。

自身の寺の境内に「伝言館」と名付けた資料館を建て、次世代に教訓を引き継ごうと志す。背景に

は、避難して命を落とした仲間たち、広島・長崎・ビキニでの被ばくに苦しむ人々の願いがある。

その早川さんも昨年末急逝されたという。

### 核の冬に呑み込まれた春

―スーパーフェニックス事故の報に―

(前略)

私は目下自分では満足に歩けないものだから、この数ヶ月の地震の多発には恐れ続けている。

NHKの発表するどんな微震も地上三階のコンクリートのベットの人体はキャッチしなかったことはない。健康なあなたは私の三分の一も感じない筈だ。

太平洋プレートが押し上げて作り上げたこの美しい花綵列島は当然に地震列島でもある。

この美しい海岸線に三十基を越える原発を押し立ててしまったのだ。それだけではない。この三十基の災害の全体と比べることもできない巨大な破滅を内蔵する高速増殖炉。

何たるユーモアのつもりか、奴らはらげんとかもんじゅとか智恵の仏たちの名を僭称した。

これらの巨大原発施設に怒れるバルカン(火山の神)の鉄鎧が一撃を加える日、この華麗な花綵列島にいかなる春が来るというのか。

それは「明るい不死の春か」否「沈黙の春」すらない。それは、たとえば核の冬に呑みこまれた暗々たる春には似てもつかぬものにちがいない。

その時、鳶尾の華麗な花を以って閉じる春を翌年は迎えなかった正岡子規をかえって我々はうらやむことになりはしないか。

## 東大和の選挙結果をうけて

自由と人権では、選挙告示に先駆けて平和と軍事に関するアンケートを行った。アンケートは、市長・市議の候補者のうち、可能な限りすべて（アンケート送付照時点で、立候補と連絡先が確認でき、アンケート発送が可能だった候補者）にメール・郵送・直送で送付した。

議員候補では、現職の自民党議員（地元保守＝「隠れ自民」を含む）と公明党議員はすべて無回答だった。公人である議員としての自覚に欠け、市民に対する向き合い方に問題があると言わざるを得ない。これは市長候補でアンケートに答えたのは柳下候補と、地元保守である和地候補の2人。「公称自民」の根岸候補は無回答。つまり、現職「公称自民」と公明党はすべて無回答だったことになる。

いっぽう、共産・立憲（興市会）・生活者ネット・国民は、新人、現職を問わず回答を寄せてくれた。「やまとみどり」の現職候補1名と維新の新人も無回答だった（諸派・無所属の新人候補も同様）。

「通信」の号外でもふれたが、無回答のうち1名は、何を勘違いしたか回答を強要されたなどと主張して、「弁護士に相談する」と恫喝してきた。この反応も最低だが、当人は当選したものの、（前回に引き続き今回も）最低ラインだった。

東大和市の市長・市議選の結果は以下のごとくである。

市長選では、新人の女性候補 和地ひとみ氏が他の2人を抑えてトップ当選した。得票数は次のとおり。

和地候補（新人・元市議）…17,900 票

柳下候補（新2） …7,801 票

根岸候補（新人・元市議） …6,727 票

参考までに、4年前の市長選では以下のような結果であった。

尾崎候補（前職）…19,453 票

柳下候補（新人）…13,381 票

和地候補は前市長が推薦、地元保守が付き、公明党が応援したと聞く。

柳下候補は革新系プラス中道・保守、根岸候補は自民党推薦ということだ。

保守が二分したので、当初は柳下候補有利かと考えられていたが、結果は反対だった。漁夫の利を得たのは和地候補だったといえよう。和地候補は無所属を装っていたが、木原国会議員が応援するなど、実質「隠れ自民」である（ちなみに、木原議員は自民推薦の根岸候補も応援していた。「隠れ」でも「公称」でも自民であればいいということだろう）。

得票数だけで判断すると、前回の市長選で柳下候補に投票したのとほぼ同数が、根岸候補に流れたように見られる。つまり、4年前に柳下候補が獲得した票のうち、何割かは「反尾崎」保守・中道層であり、保守層も一枚岩ではないということを物語っている。

和地候補の勝因は、現市長の推薦以外では、女性候補ブームに乗れたということと、「フォレスト（森）」というわけのわからないイメージ戦略が功を奏したこともある。「森に隠れたオオカミ」ののように、実態不明の

◆東大和市			
当	17,900	和地 仁美	無新①
	7,801	柳下 進	無新
	6,727	根岸 聡彦	無新
全票終了			

◆東大和市（定数22）			
当	1,815	尾崎 利一	共現
当	1,814	森田 博之	自現
当	1,777	荒幡 伸一	公現
当	1,760	東口 正美	公現
当	1,710	早川 美穂	共新
当	1,595	木戸岡 秀彦	公現
当	1,586	佐竹 康彦	公現
当	1,580	中間 建二	公現
当	1,579	関 綾子	ネ新
当	1,432	上林真佐恵	共現
当	1,411	二宮 由子	立現
当	1,400	蜂須賀千雅	自現
当	1,222	中野志乃夫	無現
当	1,203	石田昭太郎	国新
当	1,092	高峰 章	維新
当	1,078	木下 富雄	自現
当	1,060	中村庄一郎	自現
当	1,054	大后 治雄	立現
当	1,035	押本 修	自元
当	891	床鍋 義博	無現
当	833	金井 康哲	無新
当	799	大川 元	無現
	730	横川みどり	無新
	450	弦間 洋子	無新
	432	中野 誠	無新
	414	並木 泰広	無新
	285	前田 太一	諸新
	275	小林由美子	無新
	260	安藤 祥英	無新
	244	小山ちなみ	政新
	39	安武 徹	無新

ままゴールにたどり着いたと言える。

和地候補の当選には、地元保守層のほかに公明党の支持が大きく寄与している。尾崎市長も地元保守系議員も「隠れ自民」であることに変わりはなく、今後の議会運営では、「公称自民」はもちろん、公明党も「隠れ自民」である和地氏になびく与党となり、さらに新人議員の維新、ことによると国民もこれに倣うともなれば、東大和市議会の趨勢はあまり変わり映えしなどころか、さらに右傾化を強めるだろう。

共産党は批判勢力として野党であり続けるだろうが、注目すべきは、地元革新系とされている「やまとみどり」と生活者ネットの動静である。とりわけ「みどり」に注目している。改選前のように1本化できるのか、最右翼の部分（選挙戦では和地候補を支持していた）が、本来の姿（「隠れ自民」）を鮮明にして「みどり」から飛び出しどこかとくつつくのか、それとも2度目の最下位当選ということで少しは身を慎むのか見ものである。

※柳下候補の後の「(新2)」は「新人で2回目の挑戦」ということ。



## 裁判所にケンカを売ろうというのか？！

そんな話ではないが、チラン配置拒否裁判における東京地裁立川支部の判決言い渡しは、内容もさることながら、その言い渡し方法がひどいものだった。「まるで流れ作業—これでいいのか?! 裁判所の形式主義—」として「自由と人権通信 NO.24」に書いた。詳しくはそちらをあたってほしいのだが、裁判とは誰のためにあり、法廷とは何かという根本的な要件まで疑われる重大な問題である。これを見過ごすことはできず、裁判官の心証を書することを覚悟で、上申書（同通信を証拠書類として添付）を高等裁判所に提出した。

上申書を出したからといって、裁判所がおいそれと改めるなどとは考えられない。所詮、ごまめの歯ざしり、糠に釘だが、黙っていれば認めたことになる。声をあげることにこそ意味がある。

しかし、ただ声をあげるだけでは自己満足に終わる。少しでも裁判所が寒気を感じるような風を起こしたい。そのような思いから、報道機関に働きかけることにした。以下は東京新聞社の記者（複数）に送ったメールの一部である。

できれば皆さんにも、週刊誌・新聞社・放送局等の報道機関に「何とかせよ！」という意図を込めて、短くとも構わないので、情報提供や投書をしていただきたいと心から願います。

なお、今回高裁に提出した上申書は、右のQRコードで見ることができるので、参照していただきたい。



上申書



【前略】

本人訴訟をやってみて感じたことは多々ある。裁判所の常識が世間の常識とはかけ離れている、そし

て自浄作用がはたらきづらい場であるという印象が強い。押印へのこだわり、インターネット技術の導入の壁などがその最たるものだが、世間ではあまり知られていない事実もある。

2 度目（すでに別の裁判で、敗訴の判決を受けている）の地方裁判所の判決言い渡しにおいて、それは起こった。

判決の言い渡しに原告・被告（当事者）とも、法的には出廷する義務はなく（民事訴訟法第 251 条 2 項）、後日判決書が郵送されてくる仕組みになっている。したがって、原告・被告双方が代理人を立てている場合は、通常当事者は出廷しておらず、法廷には裁判官と書記官しかいない。当事者がいない法廷で判決書がただひたすら読み上げられるのである。このことは、同法第 250 条「判決は、言渡しによってその効力を生ずる。」という定めによる。そして判決は次の事件についても、裁判官・書記官が着座のまま、事件番号を口頭で伝え、判決書が読み上げられ続ける。



原告・被告という当事者が存在しないのであれば、滑稽ではあるが、このやり方でもいささかも不都合はない。しかし、もしここに当事者がひとりでもいた場合は事情が異なる。しかもそれが本人訴訟であり、このような経験が初めてである場合、大きな「不協和音」＝混乱が発生することとなる。

以下はわたしが発行している「自由と人権通信 NO.24」からの引用である。

【略】

この混乱の責はだれが負うべきなのか。法廷の流れをわきまえない当事者の責任なのか。

とんでもないことである。だれが考えても、このようなやり方を踏襲している裁判官を筆頭とする裁判所関係者にその責任がある。

ひとりでも当事者がいたならば、開廷の後に判決言い渡し、そして閉廷にし、関係者の退席を待って次の判決言い渡しに移るべきであろう（関係者が在廷していない場合は、この限りではない）。それが「世間の常識」ではないだろうか。

しかし、裁判所の「常識」は全く異なり、さっさと出ていかない関係者が悪いということになる。それを指摘されても、みずからやり方を改めることなど金輪際ない。改めるということはみずからの「権威」を否定することになるとかたくなに信じているのではないか。

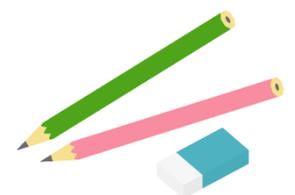
裁判とはだれのためなのか、法廷とはどのようなものであり、何のためにあるのかを考えればわかりそうなものだ。接客が終了していないうちに、次の接客を始めるなどありえない。世間での通例を見れば、裁判所のような乱暴なやりかたが通らないのは常識以前の問題である。

閉鎖的、独善的な世界での常識は、時として一般社会での非常識となりやすい。国会・医学界宗教界・刑務所・入管施設などなど、数え上げればきりが無い。裁判所の「常識」が「世間の非常識」とならないよう、気づいた一般市民も声をあげていく必要がある。

---

上記のことは裁判所に提出した上申書に詳しく書いてあるので、添付のそれを読んでいただければ幸いです。

なぜ私がこのようなものを報道機関に送ったかについては、ふたつ理由があります。



ひとつは、このような事実がほとんど世間に知られていないからです。その原因は、法廷という「密室」で行われていること。そして、極めて例外的なケースだからです。

連続した判決言い渡しという処理は、裁判所関係者のみで行われることが多い。通常、当事者（原告・被告）はその場にいない。それが前提になっており、その限りにおいては問題になることはない。しかし法廷に当事者がいた場合、このことは発生する。それは極めて例外的な事態なのです。その例外的な事態において発生する現象だから、世間に知られることはめったにないのです。

もうひとつは、裁判所にこのような上申書をあげたからといって、十中八九認められるとは考えられないからです。裁判所には自浄作用などというものはほとんどないと言っていい。期待するほうが無駄なのです。

これを変えようとすれば、メディアが大きく取り上げてくれることに期待するしか方途はありません。ウィシュマさんの問題ばかり、袴田事件ばかりです。

さらに付け加えるならば、報道機関が取り上げてくれることによって、極少数ではあっても、同じような経験をした方が他にもいて（おそらくいるはずである）、その人も声をあげてくれると信じているからです。そうやって初めて、この問題は社会化され、裁判所も改善に向けて一歩を踏み出す契機ぐらいにはなるだろう思うからです。

【以下略】



【寄稿】

## 軍拡の道を改め、憲法 9 条に基づく政治を！

昨年末、テレビや新聞で『敵基地攻撃能力の保有』、『防衛費5年で GDP 比2%以上、43兆円の増額』等の報道を目にしました。安保法制以来の大きな日本のターニングポイントがまた訪れたな、これは大変なことだと思います。

映画『コスタリカの奇跡～積極的平和国家の作り方～』の冒頭に出て来た、米国のアイゼンハワー大統領の演説を思いました。



「銃を1丁作るのも、軍艦一隻の進水も、ロケット1機の発射も、盗みと同じである。飢えて凍える人々を無視して行かうからだ。小麦2千万リットル分の費用で戦闘機1機を買い、8千人以上に家を建てられる費用で駆逐艦1隻をかう。これは人の生き方ではない。人間性が試されている。今こそ国々が重大な決断を下さなければならない。正義と恒久平和を模索すべきだ。答えるべき問いがある。

『他に世界が生きる道はないのか？』

戦争はいつも権力者が引き起こし、市民がそれに巻き込まれる。世界を平和に導くためには、この道（戦力を増強し、軍事力で国際紛争を解決しようとする道）以外の道（国際紛争を軍事力で解決を図るのではなく、話し合いによる外交で解決を図る道）を提唱し進めようとする権力者（政治リーダー）を、世界各国で市民が選んでいく運動を進めることが今こそ大事だと思いました。そして、我が国日本でも、憲法9条に基づき、武力に頼らず、絶対に戦争はしない（できない）と言う覚悟をもって政治を進める政治リーダーや政党を選ぶ事が今一番必要な事だと痛感しています。

敵基地攻撃能力を保有することに賛成が 50 数%と、半数を上回る世論調査のデータを見ました。ロシアによるウクライナへの侵略や台湾有事による米中の争いへの不安や恐怖、北朝鮮の度重なるミサイルの発射実験が大きく影響をしていると思われます。

見崎吉男さんという、第5福竜丸に乗っていて、ビギ二環礁で『死の灰』を浴びた方が、2006年に焼津市立焼津中学校で行なった生徒との対話集会で、「軍備する金があれば、平和な世界をつくるために使うことです。そのためには、果敢なる行動とど根性がある。平和の問題は生半可なことでできるものではないんです。戦争よりもはるかに大仕事です。軍備より大変です。戦争に備える方が現実的で説得力があるように思うが大間違いです。この道はいつか通った道だ。この道を選んではいけません。

20世紀の涙を流した道に引き返してはいけません。日本人こそ戦争のない世界、核兵器のない世界に立ち向かう勇敢さをもっているのです。」とお話になったそうです。

憲法9条には『武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。国の交戦権は、これを認めない。』とあります。

日本政府こそ、「我々は絶対に戦争はしない。武力で国際紛争を解決する道を選ばない。これこそが世界平和への王道だ」と内外に誓い、その覚悟をもって政治を進めて欲しいと切に思います。「絶対に戦争をしない。武力を紛争解決に用いない。」その覚悟の政治こそが平和をもたらす最善の道だと思います。

(文責・南紀州の海山彦)

\*下線は筆者が文章を強調するためにつけたものです。



この文章は、芋窪・蔵敷・奈良橋憲法9条の会が、毎月3日に上北台駅前で行っている街頭活動でスピーチした一部を、東大和9条の会から依頼され文章化し「東大和9条の会便り、第258号」に掲載されたものです。多くの人に読んでいただきたいために、「自由と人権通信」にも掲載させていただきました。(筆者)

### 【裁判案内】

#### ★チラシ配置拒否裁判（控訴審）判決言い渡し

場所：東京高等裁判（817号法廷）

期日：5月17日（水）

判決の内容、言い渡しの方法がどうなるか見ものです。

是非おいでください。

（傍聴希望者は、法廷待合室に午後1時15分集合）

東京高等裁判所電話番号：03-3581-5411

※4月27日（水）に予定されていた和解のための話し合いは、被告東大和市側が拒否したため、中止となりました。

### 【「自由と人権」定例会案内】

#### ★自由と人権定例会のお知らせ

日時：5月13日（土）午後1時30分から

※期日は原則的に第2土曜日午後です。

場所：東大和市立中央公民館 202 学習室

内容：テーマは特に設けません。

参加費：無料

ふるってご参加ください。



ててて！とまって軍拡！

憲法 違反の 自衛隊  
このごろ 予算が倍増だ  
戦争 やりたい 気持ちかな  
だけど 憲法 たしかめよう  
けけけ 憲法 憲法

あっちから 戦車が やってきた  
憲法に 気づいて くれるかな  
運転手さんに 手をあげて  
とまれ！の コール ぶつけよう！  
ととと ととと！ とまれ！

とまって くれたよ よかったね  
これで やっと 平和かな？  
いやいや そうはいかないよ  
今度は 軍艦やってきた  
ぐぐぐ ぐんかん 軍艦！



軍艦 ミサイル構えてる  
憲法に 気づいてもらわなきゃ  
船長さんに 手をあげて  
やめろ！の 声を ぶつけよう！  
いいい いますぐ 引き返せ！

もどって くれたよ よかったね  
進んでいたら 戦争だ  
あだない あだない 危険だよ  
みんなで NO！ をとどけよう！  
ややや 戦争 ヤメロ！

きづいてくれたよ ありがとう  
憲法 守って 平和だよ  
もいちど 憲法 たしかめて  
世界の平和に 役立てよう  
へへへ 平和が いちばん！

これが 政治の基本  
ききき ききき 基本！  
へへへ へへへ 平和！  
せせせ 戦争 反対！  
ぐぐぐ 軍拡 せせせ 戦争  
軍拡 戦争 ヤメロ！  
サンキュー！



ててて！とまって！（元歌）

おはよう ともだち みつけたよ  
はやく あって はなしたいな  
いきたい きもちは わかるけど  
まずは くるまを たしかめよう  
くくく くくる！ くるま！

あっちから くるまが やってきた  
ぼくに きづいてくれるかな  
うんてんしゅさんに てをあげて  
とまって！の あいずを とどけよう！  
ててて ててて！ とまって！

とまってくれたよ ありがとう  
これで やっと わたれるよ  
いやいや そうはいかないよ  
はんたいがわも たしかめて！  
くくく くくる！ くるま！

はんたいからも やってきたよ  
ぼくに きづいてもらわなきゃ  
うんてんしゅさんに てをあげて  
とまって！の あいずを とどけよう！  
ててて ててて！ とまらない、

ぼくに きづかず いっちゃった  
わたっていたら ひかれてた  
あぶない あぶない もういちど  
とまって！の あいずを とどけよう！  
ててて ててて！ とまって！

きづいてくれたよ ありがとう  
これで やっと わたれるよ  
もういちど あちこち たしかめて  
うんてんしゅさんに ごあいさつ  
ててて ててて！ サンキュー！

これが わたるときの  
ききき ききき きほん！  
くくく くくる！ くるま！  
ててて ててて！ とまって！  
ててて… ととと…  
ててて ててて！ とまって！  
サンキュー！